

児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の更新申請の御案内について
(通知)

記

1. 更新申請対象者

愛知県が指定した「指定小児慢性特定疾病医療機関指定通知書」(以下、「指定通知書」という。)の指定有効期限が、令和3年4月～令和3年6月の指定医療機関(ただし、一宮市に所在する指定医療機関については、令和3年4月1日付けで一宮市が中核市に移行するため、別途案内通知をします。)

2. 更新申請の受付期間

指定通知書に記載のある指定有効期限まで

※有効期限までに更新申請を行わない場合は、自動的に指定医療機関の効力を失うこととなりますので、御注意ください。

3. 更新申請に必要な書類

「指定小児慢性特定疾病医療機関 更新申請書(様式3)」(以下、「更新申請書」という。)に全ての項目を記載の上、指定通知書の有効期限までに管轄の県保健所に御提出ください。(更新申請書の記載方法については、必ず記載例を御確認ください。)

なお、児童福祉法第19条の10第2項に該当する診療所・薬局(※脚注)は、「確認書」を記入の上、有効期限までに御提出ください。(更新申請書の提出は不要です。)

【確認書について】

以下の場合、更新申請書に替えて確認書により更新手続を行います。

(※脚注) 児童福祉法第 19 条の 10 第 2 項に該当する診療所・薬局

1 診療所の場合：以下の 2 点を満たす診療所

- ①保険医である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関。
- ②指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医のみが診療に従事しているもの。

2 薬局の場合：以下の 2 点を満たす薬局

- ①保険薬剤師である薬剤師の開設する保険薬局。
- ②その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険薬剤師のみが調剤に従事しているもの。

〈備考〉

病院、法人化している診療所、会社が経営している薬局、訪問看護ステーションは上記に該当しません。

4. 提出先

医療機関の所在地を管轄する県保健所（別紙の提出先一覧を御確認ください）

5. 各種の変更手続き

医療機関の名称や所在地等に変更が生じた場合は、下記の愛知県ホームページを御確認いただき、変更届出書（様式 2）等を御提出ください。

ただし、更新申請と同時に変更手続きを行う場合のみ、変更届出書を省略できます。（更新申請書に変更内容を御記入ください。）

※愛知県ホームページ：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/syoumantop.html>

6. その他

「難病の患者に対する医療等に関する法律第 15 条第 1 項に規定する指定医療機関」の更新申請については、別途更新申請書の提出が必要です。愛知県公式ウェブサイト等から詳細を御確認ください。

【問い合わせ先】

・愛知県保健医療局健康医務部健康対策課母子保健グループ

TEL：052-954-6283

↑こちらは更新申請の提出先ではありませんので御注意ください。

・医療機関の所在地を管轄する県保健所

TEL：別紙の一覧表に記載の電話番号

更新申請の提出先（県保健所）

別紙

保健所名	郵便番号及び所在地	電話番号	所管区域・その他
一宮保健所	〒491-0867 一宮市古金町 1-3	0586-72-0321	一宮市、稲沢市
稲沢保健分室	〒492-8216 稲沢市大塚町塚畑 2200-11	0587-21-2251	稲沢市
瀬戸保健所	〒489-0808 瀬戸市見付町 38-1	0561-82-2196	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、愛知郡
豊明保健分室	〒470-1101 豊明市沓掛町石畑 142-20	0562-92-9133	豊明市、日進市、東郷町
春日井保健所	〒486-0927 春日井市柏井町 2-31	0568-31-2188	春日井市、小牧市
小牧保健分室	〒485-0046 小牧市堀の内 3-1（小牧市役所内）	0568-77-3241	小牧市
江南保健所	〒483-8146 江南市布袋下山町西 80	0587-56-2157	犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡
清須保健所	〒452-0961 清須市春日振形 129（清須市春日老人福祉センター内）	052-401-2100	清須市、北名古屋市、西春日井郡
津島保健所	〒496-0038 津島市橘町 4-50-2	0567-26-4137	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
半田保健所	〒475-0903 半田市出口町 1-45-4	0569-21-3341	半田市、知多郡
美浜駐在	〒470-2409 知多郡美浜町大字河和字上前田 403	0569-82-0078	南知多町、美浜町
知多保健所	〒478-0001 知多市八幡字荒古後 88-2	0562-32-6211	常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	〒448-0857 刈谷市大手町 1-12	0566-21-4778	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
安城保健分室	〒446-8517 安城市横山町下毛賀知 93（安城県税センター）	0566-75-7441	安城市、知立市
みよし駐在	〒470-0221 みよし市西陣取山 90（みよし市役所分庁舎 市民活動センター内）	0561-34-4811	みよし市
西尾保健所	〒445-0073 西尾市寄住町下田 12	0563-56-5241	西尾市、額田郡
新城保健所	〒441-1326 新城市市中野 6-1	0536-22-2203	新城市、北設楽郡
設楽出張窓口	〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字川原田 6-18（新城設楽建設事務所設楽支所内）	0536-62-0571	開所日 毎週火・水・金曜日（休日を除く） 受付時間 午前10時～午後3時30分
豊川保健所	〒442-0068 豊川市諏訪 3-237	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市
蒲郡保健分室	〒443-0036 蒲郡市浜町 4-2	0533-69-3156	蒲郡市
田原保健分室	〒441-3422 田原市赤石 2-2（田原市田原福祉センター内）	0531-22-1238	田原市